

(その1)

収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな)

(りっけんみんしゅとうだい10くそうしぶ)

- 1 政治団体の名称 立憲民主党千葉県第10区総支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県香取市佐原口2164-2
- 3 代表者の氏名 谷田川 元
- 4 会計責任者の氏名 宮澤 健

問合せ先

(担当者) 濱松 真

(電話) 0478-54-5678



1194510
2/3

定内郵資国全領N
解後窓N N県N過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
7 2/3 K P

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

- ☒ 政党の支部 ☐ 政党
- ☐ その他の政治団体(後援会等) ☐ 政治資金団体
- ☐ その他の政治団体の支部 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 谷田川 元

公職の種類 衆議院議員

(現職)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0	十億	百万	千	円
① (前年からの繰越額)	0	2	0				
② (本年の収入額 = $A+B+C+D+E+F+G$)	0	3	0				
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)	0	4	0				
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	0	5	0				

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。→

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A	0	6	0	十億	百万	千	円
員 数	0	7	0				

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番			金 額				備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	8	0	十億	百万	千	円	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[う ち 特 定 寄 附]	0	9	0					
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	1	0	0					内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1	1	0					内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0					080~110の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]	1	3	0					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附	1	4	0					内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	1	5	0					

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5) /

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入											
			交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考	
				十億	百万	千	円				
			立憲民主党党本部 財務局		2	500	000	6. 4. 22	東京都千代田区永田町1-11-1		
			〃		2	500	000	6. 7. 22	〃		
			〃		2	500	000	6. 9. 26	〃		
			立憲民主党千葉県総支部連合会			800	000	6. 10. 2	千葉県千葉市中央区中央4-3-5カンガルービル4階		
			立憲民主党党本部 財務局		5	000	000	6. 10. 7	東京都千代田区永田町1-11-1		
			〃		2	500	000	6. 12. 2	〃		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計		15	800	000				
9	0	0	合 計		15	800	000				

(その6)

(6) その他の収入													
			摘	要	金				額	収	入	備	考
					十億	百万	千	円	年	月	日		
					能登半島地震募金活動			200	473	6.1.16			
					谷田川はじめ主催 講演会			834	000	6.11.4			
8	0	0			こ の 頁 の 小 計			1	034	473			
8	1	0			1 件 10 万 円 未 満 の も の					2			
9	0	0			合 計 G			1	034	475			

→※10万円未満のその他の収入については、
合算してこの欄に記載すること。

→※10万円未満のその他の収入については、
合算してこの欄に記載すること。

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			保津 豊徳					千葉県香取市北2-14-10	医師	
						10,000		6.1.26		
						10,000		6.2.29		
						10,000		6.3.28		
						10,000		6.4.26		
						10,000		6.5.28		
						10,000		6.6.28		
						10,000		6.7.26		
						10,000		6.8.28		
						10,000		6.9.30		
						10,000		6.10.28		
						10,000		6.11.28		
						10,000		6.12.27		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円			
			椎名 修					千葉県成田市土屋839	無職	
						5,000	6.1.26			
						5,000	6.2.29			
						5,000	6.3.28			
						5,000	6.4.26			
						5,000	6.5.28			
						5,000	6.6.28			
						5,000	6.7.26			
						5,000	6.8.28			
						5,000	6.9.30			
						5,000	6.10.28			
						5,000	6.11.28			
						5,000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			60,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			五十嵐 玲彦						千葉県佐倉市上座469-12	税理士	
						10,000		6.1.26			
						10,000		6.2.29			
						10,000		6.3.28			
						10,000		6.4.26			
						10,000		6.5.28			
						10,000		6.6.28			
						10,000		6.7.26			
						10,000		6.8.28			
						10,000		6.9.30			
						10,000		6.10.28			
						10,000		6.11.28			
						10,000		6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考	
				十 億	百 万	千	円				
			石毛 雅志						千葉県旭市新町122	農業	
						5,000		6.1.26			
						5,000		6.2.29			
						5,000		6.3.28			
						5,000		6.4.26			
						5,000		6.5.28			
						5,000		6.6.28			
						5,000		6.7.26			
						5,000		6.8.28			
						5,000		6.9.30			
						5,000		6.10.28			
						5,000		6.11.28			
						5,000		6.12.27			
800	こ の 頁 の 小 計					60,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
810	そ の 他 の 寄 附										
900	合 計										

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額		年 月 日	住 所		職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円				
			島崎 哲弥				千葉県香取市北3-4-16		医師	
						5,000	6.1.26			
						5,000	6.2.29			
						5,000	6.3.28			
						5,000	6.4.26			
						5,000	6.5.28			
						5,000	6.6.28			
						5,000	6.7.26			
						5,000	6.8.28			
						5,000	6.9.30			
						5,000	6.10.28			
						5,000	6.11.28			
						5,000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			60,000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			浅野 尚					千葉県香取市佐原イ1680-4	医師	
						5,000	6.1.26			
						5,000	6.2.29			
						5,000	6.3.28			
						5,000	6.4.26			
						5,000	6.5.28			
						5,000	6.6.28			
						5,000	6.7.26			
						5,000	6.8.28			
						5,000	6.9.30			
						5,000	6.10.28			
						5,000	6.11.28			
						5,000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			60,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			篠塚 雅子						千葉県香取市牧野2019	自営業	
						10	000	6.1.26			
						10	000	6.2.29			
						10	000	6.3.28			
						10	000	6.4.26			
						10	000	6.5.28			
						10	000	6.6.28			
						10	000	6.7.26			
						10	000	6.8.28			
						10	000	6.9.30			
						10	000	6.10.28			
						10	000	6.11.28			
						10	000	6.12.27			
800			こ の 頁 の 小 計			120	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
810			そ の 他 の 寄 附								
900			合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円				
			川本 正男					東京都新宿区北新宿1-14-6	アパート経営	
						5,000	6.1.30			
						5,000	6.3.4			
						5,000	6.4.1			
						5,000	6.5.1			
						5,000	6.5.30			
						5,000	6.7.2			
						5,000	6.7.30			
						5,000	6.8.30			
						5,000	6.10.2			
						30,000	6.10.14			
						5,000	6.10.30			
						5,000	6.12.2			
						5,000	6.12.30			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			90,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額		年 月 日	住 所		職 業	備 考
				十 億	百 万	千 円				
			別宮 嘉代子				千葉県香取市小見川257		自営業	
						10,000	6.1.30			
						10,000	6.3.4			
						10,000	6.4.1			
						10,000	6.5.1			
						10,000	6.5.30			
						10,000	6.7.2			
						10,000	6.7.30			
						10,000	6.8.30			
						10,000	6.10.2			
						10,000	6.10.15			
						10,000	6.10.30			
						10,000	6.12.2			
						10,000	6.12.30			
800			こ の 頁 の 小 計			130,000				
810			そ の 他 の 寄 附							
900			合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			小澤 重樹					千葉県成田市花崎町920-606	会社経営
						100	000	6.9.6	
						100	000	6.12.16	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			200	000		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			白鳥 富士男					千葉県香取市佐原イ1722	会社経営
						24,000		6.9.13	
						120,000		6.12.10	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			144,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人			
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考	
					十 億	百 万	千	円			
			小林 聡	／					千葉県香取市玉造3-10-1	医師	／
							120	000	6.4.26		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				120	000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			北原 隆司					千葉県成田市御所の内6-11	自営業
						20,000	6.4.16		
						10,000	6.9.24		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			30,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			栗林 利男 /					千葉県香取市西和田733 /	会社経営 /
						500	000	6. 9. 10	
						100	000	6. 10. 15	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			600	000		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)							寄附者の区分		個人	
			寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
					十億	百万	千	円		
			土屋 治彦 /						千葉県山武郡横芝光町芝崎1808	自営業 /
							10,000	6.1.26		
							10,000	6.2.29		
							10,000	6.3.28		
							10,000	6.4.26		
							10,000	6.5.28		
							10,000	6.6.28		
							10,000	6.7.26		
							10,000	6.8.28		
							100,000	6.9.13		
							10,000	6.9.30		
							10,000	6.10.28		
							10,000	6.11.28		
							10,000	6.12.27		
8	0	0	この頁の小計				220,000			
8	1	0	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			椿 政明					千葉県香取郡神崎町毛成1292	自営業
						8,000	6.11.2		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			8,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			井上 明美						千葉県銚子市三軒町13-4	会社役員	
						100	000	6.9.6			
						100	000	6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			200	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
				寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
				井上 祐貴					千葉県銚子市三軒町13-4	会社役員	
					1,000,000			6.6.3			
					500,000			6.12.2			
8	0	0		こ の 頁 の 小 計			1,500,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0		そ の 他 の 寄 附							
9	0	0		合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
				寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
					十 億	百 万	千	円			
				荒 川 武					千葉県富里市日吉台4-18-11	会社役員	
							60,000		6.5.8		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				60,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人			
			寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			伊藤 昌一						千葉県成田市宝田1122	会社役員	
						30,000		6.9.20			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			30,000					
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			豊田 晴勇						千葉県成田市上町677	無職	
						10,000		6.9.4			
						10,000		6.11.26			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			20,000					
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			菅原 弘志					千葉県成田市吾妻1-4-8	会社員
						30,000	6.10.28		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			30,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			秋 谷 榮 一					千葉県成田市大室1055-7	無職
						8,000	6.8.27		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			8,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			野村 哲也					千葉県成田市公津の杜4-1-2 B116	社会福祉法人理事長
						16,000	6.9.4		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			16,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所		職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			小 高 正 之						千葉県成田市圀護台3-2-3川豊西口ビル301	税理士	
						16,000		6.9.4			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			16,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			中 村 隆					千葉県成田市不動ヶ岡2117-3グラシエール203	税理士	
						8,000		6.9.4		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			8,000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			横山 英樹						千葉県成田市吉岡980-15	会社経営
						20,000		6.9.4		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			20,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			山 倉 等					千葉県成田市松子698	自営業
						10,000		6.9.6	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)								寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十億	百万	千	円				
			佐藤 陽一						千葉県成田市大清水45	自営業	
						8,000		6.9.19			
						20,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			28,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			並 木 源 幸					千葉県成田市三里塚11	会社経営
						8,000		6.9.19	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			8,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			江波戸 秀記					千葉県成田市玉造7-23-4	税理士
						10,000	6.9.27		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			谷 賢					千葉県成田市台方1381	養鰻業
						10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			塩川 勇喜栄						千葉県成田市本城209-5	自営業	
						10,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			仲 野 進					千葉県香取市佐原イ3427-20	税理士
						8,000	6.8.27		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			8,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			佐久間 俊光					千葉県香取市佐原イ3393	薬剤師	
						10,000		6.9.6		
						50,000		6.10.14		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			60,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			鈴木 徳陽						千葉県香取市丁子1158	会社経営	
						10,000		6.9.28			
						10,000		6.10.15			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			杉山 禎一					千葉県香取市返田657-1	会社経営
						30,000	6.9.28		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			30,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			藤原 武					千葉県香取市津宮512	自営業
						10,000	6.10.11		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			佐倉 玄芳					千葉県香取市佐原イ3357-5	会社員
						10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
					十 億	百 万	千	円		
			大須賀 洋一						千葉県香取市牧野1696-5	無職
							10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			菅 谷 長 蔵					千葉県香取市神生311	無職	
						10,000		6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			岡澤 麻記子						千葉県香取市佐原イ508	自営業	
						10,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			亀村 俊二					千葉県香取市佐原イ3840	会社経営
						100	000	6.10.15	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100	000		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
				寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
					十 億	百 万	千	円			
				戸村 治夫					千葉県香取市大倉119	農業	
							10,000		6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				10,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
				寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
				宮 増 敏 行					千葉県香取市長島213	会社員	
						10,000		6.10.15			
8	0	0		こ の 頁 の 小 計				10,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0		そ の 他 の 寄 附							
9	0	0		合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			小林 広美					千葉県香取市谷中978	自営業
						20,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			20,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			伊能 秀明						千葉県香取市佐原イ1937-1	自営業	
						10,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			小長谷 直弘						千葉県香取市佐原イ570	会社役員	
						10,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			久保木 清					千葉県香取市津宮821	自営業
						10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			松川 忠史					千葉県香取市佐原イ3845	無職
						10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			永井 新二郎						千葉県香取市岩ヶ崎台24-15	会社役員	
						10,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			宇井 俊雄					千葉県香取市佐原イ635	無職
						10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			山村 武					千葉県香取市佐原イ688	無職
						10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			佐藤 護					千葉県香取市田部1824	無職
						10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			玉 井 治 夫					千葉県香取市下小野1140	無職
						30	000	6.10.15	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			30	000		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			千 年 正 浩					千葉県香取市玉造157-28	会社役員
						30,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			30,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			齊 藤 道 子					千葉県香取市佐原イ3556-26	無職	
						10,000		6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			藤田 浩之					千葉県香取市森戸128-1	自営業
						30,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			30,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			濱田 博行					千葉県香取市八筋川133	自営業
						30,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			30,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			長 嶋 俊 亮					千葉県香取市佐原口2028-13	無職
						10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			高橋 隆蔵					千葉県香取市佐原イ711	自営業
						10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			石橋 正道					千葉県香取市津宮1006	無職
						10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)							寄附者の区分		個人	
			寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
					十億	百万	千	円		
			伊能 由典						千葉県香取市北3-11-19	自営業
							20,000	6.10.15		
8	0	0	この頁の小計				20,000			
8	1	0	その他の寄附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
		寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
			十 億	百 万	千	円				
		小林 照宥						千葉県香取市佐原イ3010	自営業	
					50,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			50,000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			山崎 賀津子					千葉県香取市佐原イ446	無職
						10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			鎌形 栄一					千葉県香取郡多古町本三倉791	会社経営
						110,000	6.9.6		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			110,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			平山 大介						千葉県香取郡多古町南中1485	会社経営	
						16,	000	6. 9. 13			
						20,	000	6. 10. 15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			36,	000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			木川 富夫						千葉県香取郡多古町林662	無職	
						10,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			那 須 保 秋					千葉県香取郡多古町南玉造30	農業
						10,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
				寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
					十 億	百 万	千	円			
				渡 辺 撰					千葉県香取郡多古町井戸山90-2	自営業	
							10,000		6.10.15		
8	0	0		こ の 頁 の 小 計			10,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0		そ の 他 の 寄 附							
9	0	0		合 計							

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
				大柳 賢一					千葉県香取郡東庄町東今泉682-1	自営業	
						50,000		6.10.22			
8	0	0		こ の 頁 の 小 計					→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0		そ の 他 の 寄 附							
9	0	0		合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)								寄 附 者 の 区 分		個 人						
				寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所		職 業	備 考
				宮口 高明				十 億	百 万	千	円		千葉県香取郡東庄町今郡472		団体役員	
										10,000		6.10.15				
8	0	0		こ の 頁 の 小 計						10,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
8	1	0		そ の 他 の 寄 附												
9	0	0		合 計												

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			菅谷 正実						千葉県香取郡東庄町平山6-9	自営業	
						10,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
				金田 勝満					千葉県香取郡東庄町大久保3685	自営業	
						10,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計						→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			今 井 公 明						千葉県香取郡神崎町本宿2046	無職
						16	000	6.9.30		
						50	000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			66	000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			井上 峰夫					千葉県匝瑳市八日市場口236	会社経営
						40,000	6.9.13		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			40,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分	個 人			
			寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			秋葉 正己						千葉県匝瑳市南神崎293	自営業	
						20,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			20,000					
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			鈴木 正浩					千葉県匝瑳市飯倉台21-2	会社経営
						100	000	6.10.15	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100	000		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			高橋 宏和					千葉県旭市川口898	農業
						100	000	6.9.6	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100	000		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			金 谷 淳					千葉県旭市鎌数1268	自営業	
						30	000	6.9.26		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			30	000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			穴澤 洋一					千葉県旭市萬歳2660	会社経営
						24,000	6.9.30		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			24,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			岩 淵 行 雄					千葉県旭市見広1898-2	会社役員
						100	000	6.10.11	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100	000		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						
9	0	0	合 計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			日下 昭治						千葉県旭市岩井774	農業	
						10,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分	個 人			
			寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			向後 全浩						千葉県旭市秋田1488	会社役員	
						10,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			10,000					
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名				金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			菅 谷 巖						千葉県旭市江ヶ崎434	会社役員
						600	000	6.10.9		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			600	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
				鈴木 総男					千葉県山武郡横芝光町小田部519-1	自営業	
						30,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計					30,000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			伊藤 正喜					千葉県山武郡横芝光町木戸3199	自営業
						30,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			30,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			斎藤 克己					千葉県山武郡横芝光町北清水6094	自営業
						50,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			50,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			櫻井 勇					千葉県千葉市稲毛区天台2-4-27	弁護士	
						50,000	6.9.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			50,000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名	金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
			青柳 幸司					東京都渋谷区代々木1-49-2	自営業
						50,000	6.10.22		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			50,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
			十 億	百 万	千	円				
			谷田川 昇					茨城県鹿嶋市奈良毛227	農業	
					50,000		6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			50,000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)										寄 附 者 の 区 分			個 人						
				寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日		住 所		職 業		備 考	
				谷田川 仁司				十億	百万	千	円			茨城県鹿嶋市奈良毛236		農業			
										300, 000		6. 10. 15							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人	
			寄 附 者 の 氏 名		金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
			十 億	百 万	千	円				
			平 山 貴 之					千葉県山武郡横芝光町篠本85	会社員	
					100,000		6.10.15			
800	こ の 頁 の 小 計				100,000					
810	そ の 他 の 寄 附									
900	合 計									

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分	個 人			
			寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			畔蒜 義文						千葉県山武郡横芝光町木戸10110	会社役員	
						100,000		6.9.4			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100,000					
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人		
		寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
			十 億	百 万	千	円				
		畔蒜 由美子						千葉県山武郡横芝光町木戸10110	会社役員	
					100	000	6.9.4			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100	000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)							寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円				
			畔 蒜 毅						千葉県山武郡横芝光町木戸10110	会社役員	
						300	000	6. 3. 26			
						100	000	6. 9. 4			
						300	000	6. 10. 12			
						100	000	6. 10. 28			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			800	000	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計			7,770	000				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			成田空港警備(株)						千葉県成田市東町77	神崎 誠	
						120	000	6.4.16			
						90	000	6.8.27			
						30	000	6.10.15			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			240	000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			阿部建設(株)						千葉県旭市二528	阿部 典義	
						120	000	6.3.27			
						90	000	6.9.3			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			210	000				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称			金 額				主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
			十億	百万	千	円		
			サンライズフィート				千葉県香取郡多古町十余三292-3	岩渕 行雄
					120,000		6.4.24	
8	0	0	この頁の小計				120,000	
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称			金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			十億	百万	千	円		
		(株) 上杉物産					茨城県神栖市知手3420-44	上杉 剛史
					120,000	6.4.9		
					160,000	6.8.28		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計		280,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附					
9	0	0	合 計					

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額			年 月 日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	備 考
				十 億	百 万	千	円			
			(株) 鈴木徳					千葉県香取市丁子1158	鈴木 徳陽	
						60,000		6. 5. 14		
						100,000		6. 10. 29		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			160,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(2)参照。
→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。
(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
			団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			東邦建設(株)						千葉県成田市吉倉150-18	宮村 良典	
						10	,000	6.1.25			
						10	,000	6.2.22			
						10	,000	6.3.25			
						10	,000	6.4.25			
						10	,000	6.5.24			
						10	,000	6.6.25			
						10	,000	6.7.25			
						90	,000	6.8.20			
						10	,000	6.8.26			
						10	,000	6.9.25			
						10	,000	6.10.25			
						10	,000	6.11.25			
						10	,000	6.12.25			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				210,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			(株)東京自働機械製作所						東京都千代田区岩本町3-107	佐藤 康公	
						50,	000	6.1.25			
						50,	000	6.2.22			
						50,	000	6.3.35			
						50,	000	6.4.25			
						50,	000	6.5.24			
						50,	000	6.6.25			
						50,	000	6.7.25			
						50,	000	6.8.26			
						50,	000	6.9.25			
						50,	000	6.10.25			
						50,	000	6.11.25			
						50,	000	6.12.25			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			600,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			車体用品工業(株)						千葉県香取市八日市場1005	山田 要	
						10,	000	6.1.31			
						10,	000	6.2.29			
						10,	000	6.3.29			
						10,	000	6.4.30			
						10,	000	6.5.31			
						10,	000	6.6.28			
						10,	000	6.7.31			
						10,	000	6.8.30			
						10,	000	6.9.30			
						10,	000	6.10.31			
						10,	000	6.11.29			
						10,	000	6.12.30			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
			団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			鎌形建設(株)						千葉県香取郡多古町多古566	鎌形 憲一	
						20,	000	6.1.26			
						20,	000	6.2.29			
						20,	000	6.3.28			
						20,	000	6.4.26			
						20,	000	6.5.28			
						20,	000	6.6.28			
						20,	000	6.7.26			
						20,	000	6.8.28			
						190,	000	6.9.5			
						20,	000	6.9.30			
						20,	000	6.10.28			
						20,	000	6.11.28			
						20,	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				430,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
				十億	百万	千	円				
			(株)カクタ						千葉県香取郡多古町十余三348-2	山田 泰司	
						10,	000	6.1.26			
						10,	000	6.2.29			
						10,	000	6.3.28			
						10,	000	6.4.26			
						10,	000	6.5.28			
						10,	000	6.6.28			
						10,	000	6.7.26			
						10,	000	6.8.28			
						10,	000	6.9.30			
						10,	000	6.10.28			
						10,	000	6.11.28			
						10,	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			浅野電設(株)						茨城県稲敷市上之島1006	浅野 晃司	
						10	000	6.1.26			
						10	000	6.2.29			
						10	000	6.3.28			
						10	000	6.4.26			
						10	000	6.5.28			
						10	000	6.6.28			
						10	000	6.7.26			
						10	000	6.8.28			
						10	000	6.9.30			
						10	000	6.10.28			
						10	000	6.11.28			
						10	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			栗林商事(株)						千葉県香取市西和田733	栗林 利男	
						10,	000	6.1.26			
						10,	000	6.2.29			
						10,	000	6.3.28			
						10,	000	6.4.26			
						10,	000	6.5.28			
						10,	000	6.6.28			
						10,	000	6.7.26			
						10,	000	6.8.28			
						10,	000	6.9.30			
						10,	000	6.10.28			
						10,	000	6.11.28			
						10,	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			(有)今泉薬局						千葉県香取市佐原イ2594	今泉 善一	
						5,000		6.1.26			
						5,000		6.2.29			
						5,000		6.3.28			
						5,000		6.4.26			
						5,000		6.5.28			
						5,000		6.6.28			
						5,000		6.7.26			
						5,000		6.8.28			
						5,000		6.9.30			
						5,000		6.10.28			
						5,000		6.11.28			
						5,000		6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			60,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
			団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			黒田建設(有)						千葉県香取市返田736	黒田 惣二	
						10,	000	6.1.26			
						10,	000	6.2.29			
						10,	000	6.3.28			
						10,	000	6.4.26			
						10,	000	6.5.28			
						10,	000	6.6.28			
						10,	000	6.7.26			
						10,	000	6.8.28			
						10,	000	6.9.30			
						10,	000	6.10.28			
						10,	000	6.11.28			
						10,	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
				十億	百万	千	円				
			(株)アタリヤ農園						千葉県香取市阿玉川1103	増田 俊哉	
						10	,000	6.1.25			
						10	,000	6.2.22			
						10	,000	6.3.25			
						10	,000	6.4.25			
						10	,000	6.5.24			
						10	,000	6.6.25			
						10	,000	6.7.25			
						10	,000	6.8.26			
						90	,000	6.9.11			
						10	,000	6.9.30			
						10	,000	6.10.28			
						10	,000	6.11.28			
						10	,000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			210	,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			(株)ナリコー						千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-1331	加瀬 敏雄	
						10	,000	6.1.26			
						10	,000	6.2.29			
						10	,000	6.3.28			
						10	,000	6.4.26			
						10	,000	6.5.28			
						10	,000	6.6.28			
						10	,000	6.7.26			
						10	,000	6.8.28			
						240	,000	6.9.4			
						10	,000	6.9.30			
						10	,000	6.10.28			
						10	,000	6.11.28			
						10	,000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			360	,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
				十億	百万	千	円				
			ナリコーホールディングス(株)						千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-1331	加瀬 敏雄	
						240	,000	6.9.4			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			240	,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)								寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			共生建設(株)						千葉県成田市美郷台1-5-11	根本 実	
						10,000		6.1.26			
						10,000		6.2.29			
						10,000		6.3.28			
						10,000		6.4.26			
						10,000		6.5.28			
						10,000		6.6.28			
						10,000		6.7.26			
						10,000		6.8.28			
						40,000		6.9.4			
						10,000		6.9.30			
						10,000		6.10.28			
						10,000		6.11.28			
						10,000		6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			160,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㊟と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)								寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
			団 体 の 名 称		金 額			年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円					
			ワールドエンタプライズ(株)						千葉県成田市東町121-11		諸岡 勇人	
						10	,000	6.1.26				
						10	,000	6.2.29				
						10	,000	6.3.28				
						10	,000	6.4.26				
						10	,000	6.5.28				
						10	,000	6.6.28				
						10	,000	6.7.26				
						10	,000	6.8.28				
						40	,000	6.9.27				
						10	,000	6.9.30				
						10	,000	6.10.25				
						10	,000	6.11.25				
						10	,000	6.12.27				
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			160	,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附									
9	0	0	合 計									

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			佐原印刷(株)						千葉県香取市観音93-2	香取 克己	
						10,	000	6.1.25			
						10,	000	6.2.22			
						10,	000	6.3.25			
						10,	000	6.5.24			
						10,	000	6.6.25			
						10,	000	6.8.26			
						10,	000	6.9.30			
						10,	000	6.10.28			
						10,	000	6.11.28			
						10,	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			山科鋼材(株)						茨城県稲敷市神宮寺490-1	山崎 浩一	
						50,	000	6.1.26			
						50,	000	6.2.29			
						50,	000	6.3.28			
						50,	000	6.4.26			
						50,	000	6.5.28			
						50,	000	6.6.28			
						50,	000	6.7.26			
						50,	000	6.8.28			
						50,	000	6.9.30			
						50,	000	6.10.28			
						50,	000	6.11.28			
						50,	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			600,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			鈴久建設(株)						千葉県匝瑳市八日市場イ432-1	鈴木 英人	
						10,	000	6.1.26			
						10,	000	6.2.29			
						10,	000	6.3.28			
						10,	000	6.4.26			
						10,	000	6.5.28			
						10,	000	6.6.28			
						10,	000	6.7.26			
						10,	000	6.8.28			
						40,	000	6.9.14			
						10,	000	6.9.30			
						10,	000	6.10.25			
						10,	000	6.11.25			
						10,	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			160,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
			団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			(株)徳島屋						千葉県香取市佐原イ508	岡澤 一明	
						10,	000	6.1.26			
						10,	000	6.2.29			
						10,	000	6.3.28			
						10,	000	6.4.26			
						10,	000	6.5.28			
						10,	000	6.6.28			
						10,	000	6.7.26			
						10,	000	6.8.28			
						40,	000	6.9.13			
						10,	000	6.9.30			
						100,	000	6.10.15			
						10,	000	6.10.25			
						10,	000	6.11.25			
						10,	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			260,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄は外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
			団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円			
			(有)丸喜商事					千葉県成田市花崎町800-6	木内 健二	
						5,000	6.1.26			
						5,000	6.2.29			
						5,000	6.3.28			
						5,000	6.4.26			
						5,000	6.5.28			
						5,000	6.6.28			
						5,000	6.7.26			
						8,000	6.8.27			
						5,000	6.8.28			
						5,000	6.9.30			
						5,000	6.10.25			
						5,000	6.11.25			
						5,000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			68,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
			団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			(有)クサノ						千葉県香取市佐原木1159	戸塚 一彰	
						5,000		6.1.26			
						5,000		6.2.29			
						5,000		6.3.28			
						5,000		6.4.26			
						5,000		6.5.28			
						5,000		6.6.28			
						5,000		6.7.26			
						5,000		6.8.28			
						5,000		6.9.30			
						5,000		6.10.25			
						5,000		6.11.25			
						5,000		6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			60,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			医療法人 志誠会						千葉県香取市大倉字入り1196-1	平原 利彦	
						30,	000	6.1.26			
						30,	000	6.2.29			
						30,	000	6.3.28			
						30,	000	6.4.26			
						30,	000	6.5.28			
						30,	000	6.6.28			
						30,	000	6.7.26			
						30,	000	6.8.28			
						30,	000	6.9.30			
						30,	000	6.10.25			
						30,	000	6.11.25			
						30,	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			360,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			有限会社 山仙丸漁業						千葉県旭市中谷里8123	西宮 大和	
						10	000	6.1.26			
						10	000	6.2.29			
						10	000	6.3.28			
						10	000	6.4.26			
						10	000	6.5.28			
						10	000	6.6.28			
						10	000	6.7.26			
						10	000	6.8.28			
						90	000	6.9.12			
						10	000	6.9.30			
						100	000	6.10.15			
						10	000	6.10.25			
						10	000	6.11.25			
						10	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			310	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
				十億	百万	千	円				
			東和総合警備保障(株)						千葉県香取市佐原口2122-8	香取 信治	
						10,000		6.1.26			
						10,000		6.2.29			
						10,000		6.3.28			
						10,000		6.4.26			
						10,000		6.5.28			
						10,000		6.6.28			
						10,000		6.7.26			
						10,000		6.8.28			
						10,000		6.9.30			
						10,000		6.10.25			
						10,000		6.11.25			
						10,000		6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄は(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
			団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			(有)佐倉商会						千葉県香取市与倉778-3	佐倉 章子	
						10	000	6.1.26			
						10	000	6.2.29			
						10	000	6.3.28			
						10	000	6.4.26			
						10	000	6.5.28			
						10	000	6.6.28			
						10	000	6.7.26			
						40	000	6.8.20			
						10	000	6.8.28			
						10	000	6.9.30			
						10	000	6.10.25			
						10	000	6.11.25			
						10	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			160	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に^外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
				十億	百万	千	円				
			スズキメタル(株)						千葉県旭市三川6601	鈴木 和江	
						10,000		6.1.26			
						10,000		6.2.29			
						10,000		6.3.28			
						10,000		6.4.26			
						10,000		6.5.28			
						10,000		6.6.28			
						10,000		6.7.26			
						10,000		6.8.28			
						90,000		6.9.28			
						10,000		6.9.30			
						10,000		6.10.25			
						10,000		6.11.25			
						10,000		6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			210,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。
(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			(株)今井組						千葉県銚子市長塚町4-1157	今井 敏春	
						10	000	6.1.26			
						10	000	6.2.29			
						10	000	6.3.28			
						10	000	6.4.26			
						10	000	6.5.28			
						10	000	6.6.28			
						10	000	6.7.26			
						10	000	6.8.28			
						100	000	6.9.17			
						10	000	6.9.30			
						10	000	6.10.25			
						10	000	6.11.25			
						10	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			220	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㊟と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)								寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			(株)鈴木組						千葉県香取市佐原イ2587-1	鈴木 定彦	
						10	000	6.1.26			
						10	000	6.2.29			
						10	000	6.3.28			
						10	000	6.4.26			
						10	000	6.5.28			
						10	000	6.6.28			
						10	000	6.7.26			
						10	000	6.8.28			
						40	000	6.9.6			
						10	000	6.9.30			
						10	000	6.10.25			
						10	000	6.11.25			
						10	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			160	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			石井工業(株)						千葉県香取市佐原北2-6-3	石井 良典	
						10	000	6.1.26			
						10	000	6.2.29			
						10	000	6.3.28			
						10	000	6.4.26			
						10	000	6.5.28			
						10	000	6.6.28			
						10	000	6.7.26			
						10	000	6.8.28			
						190	000	6.9.5			
						10	000	6.9.30			
						10	000	6.10.25			
						10	000	6.11.25			
						10	000	6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			310	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			高岡電気(株)						千葉県香取市観音767-1	高岡 彰	
						10,000		6.6.28			
						10,000		6.7.26			
						10,000		6.8.28			
						50,000		6.9.13			
						10,000		6.9.30			
						10,000		6.10.28			
						10,000		6.11.28			
						10,000		6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			ダイユウホールディングス(株)						千葉県成田市花崎町814	大木 裕信	
						10,000		6.7.26			
						10,000		6.8.28			
						10,000		6.9.30			
						10,000		6.10.28			
						10,000		6.11.28			
						10,000		6.12.27			
800	この頁の小計					60,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				
810	その他の寄附										
900	合 計										

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			(株)空港アシストサービス						千葉県成田市新駒井野63サンヨービル	吉田 稔	
						10,000		6.7.26			
						10,000		6.8.28			
						20,000		6.9.27			
						10,000		6.9.30			
						10,000		6.10.28			
						10,000		6.11.28			
						10,000		6.12.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			80,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に[○]と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			萩原土建(株)						千葉県山武郡芝山町大里1553-3	萩原 仁	
						120	000	6.3.15			
						90	000	6.9.13			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			210	000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㊟と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円			
			(株)ヒラノ					千葉県成田市1314	平野 信	
						100,000		6.9.20		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㊟と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
				十億	百万	千	円				
			小幡建材(株)						千葉県成田市十余三15-60	小幡 晋彦	
						90,000		6.8.27			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			90,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称			金 額				主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			十億	百万	千	円			
		(株)タイヨー					茨城県神栖市大野原4-7-1鹿島セントラルビル6階	森田 剛	
					190	000	6.8.28		
8	0	0	この頁の小計		190	000			
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㊟と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額			年 月 日	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	備 考	
				十億	百万	千	円				
			常総開発工業(株)						茨城県神栖市賀2108-8	石津 正美	
						190	000	6.8.28			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			190	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円		
			(株)高野縫製					千葉県旭市横根1189-2	高野 勤
						90,000	6.8.28		
8	0	0	この頁の小計			90,000			
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㊟と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円			
			(株)宏栄					千葉県香取市佐原口2097-37	高橋 常郎	
						90,000		6.8.28		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			90,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円			
			鈴木建設(株)						千葉県旭市後草2364-3	鈴木 和彦
						100	000	6.8.30		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			(株)恋する豚研究所						千葉県香取市沢2459-4	飯田 大輔	
						80	000	6.9.9			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			80	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
				十億	百万	千	円			
			遠藤建設(株)					千葉県旭市後草75	伊藤 幸夫	
						90	000	6.9.12		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			90	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㊟と記載すること。

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円		
			(有)鈴木安太郎商店					千葉県旭市椎名内3248	鈴木 良一
						90,000	6.9.12		
						100,000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			190,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称			金 額				主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			十億	百万	千	円			
							千葉県銚子市本城町2-36	滑川 幸男	
					100	000	6.9.17		
					100	000	6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				200	000	
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に㊦と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円		
			㈱クレストジャパンホールディングス					愛知県小牧市大字大草5995	栗木 鋭三
						100,000	6.10.10		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100,000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円			
			(株)京葉ポートリー						千葉県香取郡多古町北中875	栗木 鋭三
						100,000		6.10.15		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円			
			(株)クレスト関東PC						千葉県香取市岩部1800-1	栗木 鋭三
						100	000	6.10.10		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			100	000			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			IWBUCHI FARM(株)						千葉県香取郡多古町出沼79-1	岩 渕 真	
						60,000		6.11.5			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			60,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円		
			(株)成田空港美整社					千葉県成田市取香529-63	荒川 武
						100,000	6.9.5		
8	0	0	この頁の小計			100,000			
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			日建総業(株)						東京都豊島区西池袋3-33-19	越川 淳	
						10,000		6.1.30			
						10,000		6.3.4			
						10,000		6.4.1			
						10,000		6.5.1			
						10,000		6.5.30			
						10,000		6.7.2			
						10,000		6.7.30			
						100,000		6.9.6			
						10,000		6.9.30			
						10,000		6.10.2			
						10,000		6.10.30			
						10,000		6.12.2			
						10,000		6.12.30			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			220,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称				金 額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円			
			(株)セイミヤ					茨城県潮来市潮来617	加瀬 勝正	
						10,000		6.1.30		
						10,000		6.3.4		
						10,000		6.4.1		
						10,000		6.5.1		
						10,000		6.5.30		
						10,000		6.7.2		
						10,000		6.7.30		
						10,000		6.8.30		
						10,000		6.10.2		
						10,000		6.10.30		
						10,000		6.12.2		
						10,000		6.12.30		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附							
9	0	0	合 計							

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)							寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体		
団 体 の 名 称				金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
				十億	百万	千	円				
			関東機工建設(株)						千葉県成田市大清水214-15	小松 茂生	
						10,	000	6.1.30			
						10,	000	6.3.4			
						10,	000	6.4.1			
						10,	000	6.5.1			
						10,	000	6.5.30			
						10,	000	6.7.2			
						10,	000	6.7.30			
						10,	000	6.8.30			
						10,	000	6.10.2			
						10,	000	6.10.30			
						10,	000	6.12.2			
						10,	000	6.12.30			
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			120,	000	→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
8	1	0	そ の 他 の 寄 附								
9	0	0	合 計								

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に○と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備考
		十億	百万	千	円			
	エイパス(株)						東京都中央区日本橋浜町2-25-2チャンピオンタワー6階	林田 哲弥
				10,000		6.1.30		
				10,000		6.3.4		
				10,000		6.4.1		
				10,000		6.5.1		
				10,000		6.5.30		
				10,000		6.7.2		
				10,000		6.7.30		
				10,000		6.8.30		
				10,000		6.10.2		
				10,000		6.10.30		
				10,000		6.12.2		
				10,000		6.12.30		
8 0 0	こ の 頁 の 小 計			120,000				
8 1 0	そ の 他 の 寄 附			1,604,000				→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計			11,662,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄 附 の 内 訳 (政治団体)							寄 附 者 の 区 分		政治団体	
			団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
			十億	百万	千	円				
					22	000	6.9.19	千葉県千葉市美浜区幸町2-2-1	君野 大進	
					30	000	6.10.11	千葉県千葉市美浜区新港156	秋葉 邦男	
					50	000	6.10.18	千葉県千葉市中央区中央港1-16-12	美保 哲夫	
					32	000	6.10.22	千葉県千葉市中央区中央港1-17-3	石川 公之	
					20	000	6.10.22	千葉県千葉市中央区富士見2-7-5	佐藤 恭一	
					100	000	6.10.23	千葉市美浜区幸町2-2-1	君野 大進	
8	0	0			254	000				
8	1	0				0		→ ※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0			254	000		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目						金 額				備 考		
1	経 常 経 費					十億	百万	千	円			
	(1)	人	件	費	0	1	0		5,937,905			
	(2)	光	熱	水	費	0	2	0	262,996			
	(3)	備	品	・	消	耗	品	費	1,552,133			
	(4)	事	務	所	費	0	4	0	8,105,649			
小 計 ((1)～(4))					8	0	0		15,858,683			
2	政 治 活 動 費					十億	百万	千	円			
	(1)	組	織	活	動	費	0	5	0	2,265,170		
	(2)	選	挙	関	係	費	0	6	0	0		
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※				0	7	0	9,148,619			
(内訳)	ア	機関紙誌の発行事業費				0	8	0	2,031,902	※(080)行から(110)行の合計を、 (070)行に記載すること		
	イ	宣伝事業費				0	9	0	7,116,717			
	ウ	政治資金パーティー開催事業費				1	0	0	0			
	エ	その他の事業費				1	1	0	0			
	(4)	調	査	研	究	費	1	2	0	0		
	(5)	寄	附	・	交	付	金	1	3	0	14,300,473	200,473
	(6)	そ	の	他	の	経	費	1	4	0	0	
小 計 ((1)～(6))					8	0	1		25,714,262	うち本部・支部間の交付金合計 200,473 円		
合 計					9	0	0		41,572,945	←(800)行と(801)行の合計を記載すること		

※(080)行から(110)行の合計を、
(070)行に記載すること

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要		

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円			
電気料金			12,536	6.1.16	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
"			12,996	6.2.15	"	"	
"			13,543	6.3.14	"	"	
"			13,736	6.4.15	"	"	
"			13,735	6.5.15	"	"	
"			14,998	6.6.14	"	"	
"			14,479	6.7.16	"	"	
"			14,315	6.8.16	"	"	
"			12,650	6.9.13	"	"	
"			13,081	6.10.16	"	"	
"			11,232	6.11.15	"	"	
"			14,738	6.12.16	"	"	
この頁の小計			162,039				
その他の支出			100,957				
合 計			262,996				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
ソファークバー等	十億	百万	千 円	6. 1. 19	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
事務用品費			11, 239	6. 2. 29	(株) スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
〃			41, 370	6. 3. 29	〃	〃	
封筒印刷代			17, 354	6. 4. 2	佐原印刷 (株)	千葉県香取市観音93-2	
飲料代			13, 200	6. 4. 2	(株) タイヨー	茨城県神栖市大野原4-7-1鹿島セントラルビル6F	
事務所カーテン代			10, 249	6. 4. 12	(株) ニトリ	北海道札幌市北区琴似七条1-2-39	
事務用品費			20, 360	6. 4. 30	(株) スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
〃			61, 418	6. 5. 31	〃	〃	
〃			27, 397	6. 6. 28	〃	〃	
〃			19, 330	6. 7. 31	〃	〃	
案内印刷代			12, 831	6. 8. 21	佐原印刷 (株)	千葉県香取市観音93-2	
事務用品費			17, 600	6. 8. 30	(株) スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
ポスターシール			65, 703	6. 9. 25	(株) マテリア	神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1ルピナス横浜西口2F	
			74, 800				
この頁の小計			392, 851	※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
その他の支出							
合 計							

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
消耗品	十億	百万	千 円	6. 9. 28	(株)山新	茨城県水戸市千波町2292	
事務用品費			12, 120	6. 9. 30	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
モップレンタル			27, 784	6. 10. 31	(有)メート	千葉県香取市佐原イ1342	
事務用品費			11, 226	6. 10. 31	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
名刺印刷代			17, 165	6. 11. 27	佐原印刷 (株)	千葉県香取市観音93-2	
飲料代			30, 140	6. 11. 28	(株)ヒーロー	千葉県香取市佐原口2119	
事務用品費			14, 268	6. 11. 29	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
			147, 981				
この頁の小計			260, 684				
その他の支出			898, 598				
合 計			1, 552, 133				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
電話料金	十億	百万	千 円	6.1.4	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
会計監査			99,000	6.1.18	税理士 五十嵐玲彦	千葉県佐倉市稲荷台1-5-6	
レタックス代			34,866	6.1.22	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			99,000	6.1.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
"			120,000	6.1.25	(株)Y'S	千葉県銚子市三軒町7-18	
電話料金			18,780	6.1.31	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
切手代			40,604	6.2.20	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
"			25,200	6.2.21	"	"	
事務所家賃			120,000	6.2.26	(株)Y'S	千葉県銚子市三軒町7-18	
"			99,000	6.2.26	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
電話料金			18,515	6.2.29	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
名簿システム利用料			237,600	6.3.14	ファストワークス(株)	東京都文京区小日向4-6-20ソラリアン1階	
インクジェット高速プリンター代			3,278,000	6.3.19	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
この頁の小計			4,216,392	※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
その他の支出							
合 計							

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千 円				
レタックス代			36,012、	6.3.21	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			99,000、	6.3.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
〃			120,000、	6.3.25	(株)Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
カラー複合機賃借代			13,464、	6.3.27	三菱HCビジネスリース(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
電話料金			21,691、	6.4.1	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス代			34,644、	6.4.22	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			120,000、	6.4.25	(株)Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
〃			99,000、	6.4.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
電話料金			27,522、	6.4.30	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
自動車税			34,500、	6.5.14	千葉県自動車税事務所	千葉県千葉市中央区問屋町1-11	
〃			15,700、	6.5.14	〃	〃	
〃			15,700、	6.5.14	〃	〃	
レタックス代			44,172、	6.5.20	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			681,405	→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
その他の支出							
合 計							

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。

(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
事務所家賃	十億	百万	千 円	6.5.27	(株)Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
〃			120,000	6.5.27	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
エアコンクリーニング代			99,000	6.5.30	(有)メート	千葉県香取市イ1342	
電話料金			40,000	6.5.31	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス代			26,857	6.6.20	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			33,756	6.6.25	(株)Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
〃			120,000	6.6.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
PCアプリ更新代			99,000	6.6.30	いさおリンク	東京都東久留米市南沢5-18-5	
電話料金			24,820	6.7.1	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
年間保守サービス			27,561	6.7.2	(株)ピーエスエルシステム研究所	東京都新宿区四谷4-11日新ビル4F	
レタックス代			14,850	6.7.22	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			27,832	6.7.25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
〃			99,000	6.7.25	(株)Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
この頁の小計			120,000	※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
その他の支出			852,676				
合 計							

- 注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
電話料金	十億	百万	千 円	6. 7. 31	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
			29,049				
コピーカウント代			31,985	6. 7. 31	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
レタックス代			28,880	6. 8. 20	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			120,000	6. 8. 26	(株)Y'S	千葉県銚子市三軒町7-18	
〃			99,000	6. 8. 26	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
ゆうぱっく代			16,460	6. 8. 29	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
電話料金			20,424	6. 9. 2	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス代			29,606	6. 9. 20	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			120,000	6. 9. 25	(株)Y'S	千葉県銚子市三軒町7-18	
〃			99,000	6. 9. 25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
電話料金			22,421	6. 9. 30	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
切手代			10,740	6. 10. 1	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃			33,000	6. 10. 7	〃	〃	
こ の 頁 の 小 計			660,565				
そ の 他 の 支 出							
合 計							

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
投光器代	十億	百万	千 円	6. 10. 20	(株)ビックカメラ	東京都新宿区新宿5-3-1	
レタックス代			26,200	6. 10. 21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所家賃			120,000	6. 10. 25	(株)Y'S	千葉県銚子市三軒町7-18	
〃			99,000	6. 10. 25	(資) 佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
NHK受信料			12,276	6. 10. 28	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
アンテナ工事代			15,400	6. 10. 29	イノウデンキ	千葉県香取市佐原ホ424	
電話料金			24,174	6. 10. 31	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レンタルコピー機代			230,868	6. 10. 31	(株)スギヤマ	東京都香取市佐原口2128	
印刷機移動代			99,000	6. 10. 31	〃	〃	
コピーカウント代			90,885	6. 10. 31	〃	〃	
別納郵便代			20,460	6. 11. 9	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
レタックス代			80,600	6. 11. 20	〃	〃	
事務所家賃			120,000	6. 11. 25	(株)Y'S	千葉県銚子市三軒町7-18	
こ の 頁 の 小 計			956,143	※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
そ の 他 の 支 出							
合 計							

注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。

(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
事務所家賃	十億	百万	千 円	6. 11. 25	(匳)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
電話料金			28, 747	6. 12. 2	KDDI (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
レタックス代			43, 220	6. 12. 20	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
ガレージ代			120, 000	6. 12. 23	小長谷 忠義	千葉県香取市佐原イ570	
事務所家賃			99, 000	6. 12. 25	(匳)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
〃			120, 000	6. 12. 25	(株)Y' S	千葉県銚子市三軒町7-18	
こ の 頁 の 小 計			509, 967				
そ の 他 の 支 出			228, 501				
合 計			8, 105, 649				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		① 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		組織活動費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億 百万 千 円					
会館使用料	38,800	6.4.4	香取市役所 障害学習課	千葉県香取市佐原口2127		
"	12,400	6.7.2	"	"		
送迎バス代	140,030	6.7.2	(有)香西	千葉県香取市大根618-4		
"	77,000	6.7.9	(株)CRUISING WORLD	千葉県成田市川上245-1250		
駐車場警備	39,600	6.7.11	東和綜合警備保障(株)	千葉県香取市佐原口2122-8		
ティーハーティー使用料	1,194,830	6.11.11	アートホテル成田	千葉県成田市小菅700		
送迎バス代	168,460	6.11.18	水郷観光(有)	千葉県香取市大倉丁子427-2		
"	73,590	6.11.29	(有)香西	千葉県香取市大根618-4		
"	165,000	6.12.5	空港観光(有)	千葉県旭市万才980		
"	88,000	6.12.16	(株)CRUISING WORLD	千葉県成田市川上245-1250		
"	267,460	6.12.26	東関交通(株)	千葉県成田市吉岡1049-26		
この頁の小計	2,265,170	→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。				
その他の支出	0					
合 計	2,265,170					

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		製作費・印刷費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十 億	百 万	千	円		
会報「雄志」印刷		173	800	6. 3. 27	佐原印刷 (株)	千葉県香取市観音93-2
"		136	400	6. 7. 11	"	"
"		192	500	6. 10. 3	"	"
この頁の小計		502	700			
その他の支出						
合 計		502	700			

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		発送費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円		
雄志発送代		250	135	6. 2. 13	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10
"		348	333	6. 4. 4	"	"
発送料		54	012	6. 8. 1	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1
雄志発送代		339	211	6. 8. 21	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10
"		509	095	6. 11. 5	"	"
この頁の小計		1,500	786			
その他の支出		28	416			
合 計		1,529	202			

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		宣伝広告費			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
広報版木材代	十億	百万	千	円	6. 2. 15	水郷木材	千葉県香取市大倉5680	
チラシ併配代			198,448		6. 3. 14	(株)地域新聞社	千葉県八千代市勝田台1-11-16VH勝田台ビル5階	
ワッポン代			71,500		6. 3. 28	(株)マテリア	神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1ルビナス横浜西口2F	
ポスター印刷代			461,240		6. 4. 16	佐原印刷 (株)	千葉県香取市観音93-2	
穴掘り機代			60,390		6. 5. 17	(株)村田屋本店	千葉県山武郡横芝光町芝496	
バッテリー代			26,840		6. 5. 17	〃	〃	
広報版木材代			29,000		6. 7. 2	水郷木材	千葉県香取市大倉5680	
看板代			100,000		6. 7. 8	(有)フジタエ芸	千葉県香取市森戸128	
ブルゾン代			17,497		6. 9. 3	オリジナルTシャツのUp-tYahoo!ショッピング店	東京都品川区北品川5-4-14	
のぼり旗代			45,606		6. 9. 17	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎2-24-9アイケイビル1F	
ポスター印刷代			200,000		6. 9. 20	佐原印刷 (株)	千葉県香取市観音93-2	
チラシ印刷代			594,978		6. 9. 29	〃	〃	
広報版木材代			11,800		6. 10. 2	水郷木材	千葉県香取市大倉5680	
こ の 頁 の 小 計			1,846,299					
そ の 他 の 支 出								
合 計								

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		宣伝広告費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	円			
商品代			11	068	6. 10. 4	DCM(株)	東京都品川区南大井6-22-7大森ベルポートE館
出陣式案内等			153	560	6. 10. 4	佐原印刷 (株)	千葉県香取市観音93-2
チラシ作成代			249	695	6. 10. 7	佐原印刷 (株)	千葉県香取市観音93-2
"			331	100	6. 10. 10	"	"
"			1	169,883	6. 10. 13	"	"
SNS用撮影・発信料			500	000	6. 10. 14	いさおリンク	東京都東久留米市南沢5-18-5
ビラ作成代、			360	900	6. 10. 20	佐原印刷 (株)	千葉県香取市観音93-2、
看板代、			187	000	6. 10. 31	(有)フジタ工芸、	千葉県香取市森戸128、
チラシ作成代、			330	000	6. 11. 5	(株)秀英社	千葉県銚子市松本町1-6-2、
看板代、			66	000	6. 11. 12	(有)フジタ工芸、	千葉県香取市森戸128、
広報版木材代、			29	000	6. 11. 12	水郷木材、	千葉県香取市大倉5680、
看板代、			353	100	6. 11. 13	(株)アイネット、	千葉縣市原市五井4946-1、
この頁の小計			3	741,306			
その他の支出							
合 計							

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		宣伝広告費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円		
チラシ併配代		453	768		6. 11. 14.	(株)地域新聞社、千葉県八千代市勝田台北1-11-16VH勝田台ビル5階
遊説カー放送設備一式代		129	996		6. 11. 15.	サクセスプランニング(株)、千葉県富里市十倉433-119
インターネット管理・宣伝費		500	000		6. 11. 16.	いさおリンク、東京都東久留米市南沢5-18-5
こ の 頁 の 小 計		1,083	764			
そ の 他 の 支 出		84	230			
合 計		6,755	599			

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		遊説費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円		
車保険代			12,850	6.2.1	東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区大手町2-6-4常盤橋タワー
車検代一式			121,000	6.3.12	サクセスプランニング(株)	東京都千代田区内神田3-23-8
車車検代			82,800	6.4.4	(有) 松本自工	千葉県香取市佐原口2122
車車検代			130,000	6.4.4	トヨタカローラ千葉(株)	千葉県美浜区幸町1-6-3
この頁の小計			346,650			
その他の支出			14,468			
合 計			361,118			

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		寄付金			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
寄付	十億	百万	千	円	6. 1. 16	立憲民主党募金口座	東京都千代田区永田町1-11-1	
"			200,473		6. 2. 13	谷田川元後援会	千葉県香取市佐原口2164-2	
"			600,000		6. 3. 14	"	"	
"			500,000		6. 4. 8	"	"	
"			500,000		6. 4. 25	"	"	
"			-1,500,000		6. 7. 4	"	"	
"			1,500,000		6. 8. 30	"	"	
"			500,000		6. 9. 3	"	"	
"			-500,000		6. 9. 30	"	"	
"			1,000,000		6. 10. 1	"	"	
"			2,000,000		6. 10. 16	"	"	
"			1,000,000		6. 11. 5	"	"	
"			2,500,000		6. 12. 3	"	"	
"			2,000,000					
この頁の小計			14,300,473					
その他の支出			0					
合 計			14,300,473					

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳											
支 出 項 目				金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
				十億	百万	千	円				
			寄付			200,	473	6.1.16	立憲民主党募金口座	東京都永田町1-11-1	
8	0	0	この頁の小計			200,	473				
9	0	0	合 計			200,	473				

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無							
資 産 等 の 項 目 別 区 分				有 ※注(3)参照 88	無	備 考	
	14		16				
ア 土 地	0	1	0	☐	☒		
イ 建 物	0	2	0	☐	☒		
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☒		
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	0	4	0	☒	☐		
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	☐	☒		
カ 金 銭 信 託	0	6	0	☐	☒		
キ 有 価 証 券	0	7	0	☐	☒		
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	☐	☒		
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☒		
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☐	☒		
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☒		
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☒		

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳				項目別区分				(該当する項目に○)			
								01 土地	04 動産	07 有価証券	10 敷金
								02 建物	05 預金等	08 出資	11 会員権等
								03 地上権等	06 金銭信託	09 貸付金	12 借入金
				金 額				年 月 日		備 考	
				十億	百万	千	円				
			印刷機		1	078	000	2. 9. 23		1台	
			印刷機		3	278	000	6. 3. 19		1台	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計		4	356	000				
9	0	0	合 計		4	356	000				

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
- ☒ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 1 月 27 日

政治団体の名称 立憲民主党千葉県第10区総支部

会計責任者の氏名 宮澤 健



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和7年1月27日

立憲民主党千葉県第10区総支部

代表 谷田川元 殿

登録政治資金監査人 五十嵐玲彦
登録番号 第 618 号
研修了年月日 平成21年6月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党千葉県第10区総支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党千葉県第10区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党千葉県第10区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上